平成 26 年 9 月 22 日

東京第五検察審査会　会長　様

前略　私は小沢一郎氏を審査した東京第五検察審査会に不正があったと審査を申立てた者です。この事件は貴審査会で平成 26 年（申立）第 3 号審査事件として受理され、9 月 10 日に議決、既に「議決通知書」を受け取っています。今回、この「議決通知書」の内容について疑義があり、お手紙を差し上げました。

検察審査会とは文字通り検察の捜査・処分が適正に行われたかどうかを審査するところで、そのため独自の調査権が付与されています。本事件は検察組織が深く関わっており、告発をしても不起訴になることは分かっていました。それを承知で告発したのは、審査会で独自に調査してほしいと思ったからです。そこで、「審査申立書」にはその理由を明記して、審査会で独自に調査するよう要望していました。まさに、検察審査会の存在意義どおりの審査を要求していたのです。

しかし、おかしなことに「議決通知書」の議決理由は検察の不起訴処分記録をもとに審査したと書かれており、審査会で独自に調査したとは一言も書かれていません。提出した「審査申立書」と「議決通知書」の内容が全くかみ合っていないのです。「議決通知書」をみる限り、審査会では独自の調査をしていないと思います。恐らく、提出した「審査申立書」が全くの別物に差し替えられたのだろうと思います。本事件について第五検審に審査を申し立てたのは 26 年 2 月 7 日であり、当時、事務局には被疑者、K 事務官が在籍していました。その後、今年 4 月に K 事務官と事務局長が異動し、在籍する事務官が一新されています。この異動の引き継ぎに乗じ、「審査申立書」がすり替えられたものと考えています。

そこで、確認のため、審査会で「審査申立書」として使った書類を複写し返送してほしいのです。審査会長は、審査会の事務を掌理し、事務官を指揮監督する立場にあります。そのため、審査会の長である審査会長にお願いした次第です。この「審査申立書」はもともと我々が送付したものであり、それを審査申立者に返送しても事務処理上、何ら支障はないはずです。検察審査会の不正が、また事務官の不正によって隠蔽されることは断じてあってはならないことだと思います。我々が提出した「審査申立書」を同封しますので、もし、「審査申立書」が違っていたなら、貴審査会としても告発等の手段を講じて頂きたく思います。　　早々

＜同封書類＞
・審査申立書（11 ページ）
・別表「東京第五検察審査会における陸山会事件の審査状況」(1 ページ)
・小沢一郎事件年表（8 ページ）
・「東京第五検察審査会事件」の全容(6 ページ)

平成 26 年（申立）第 3 号審査事件
審査申立者（代表）　和モガ